

柏崎刈羽原子力発電所 に関する原子力規制の現状等について

令和6年11月8日

原子力規制庁

1. 6、7号炉の審査の状況

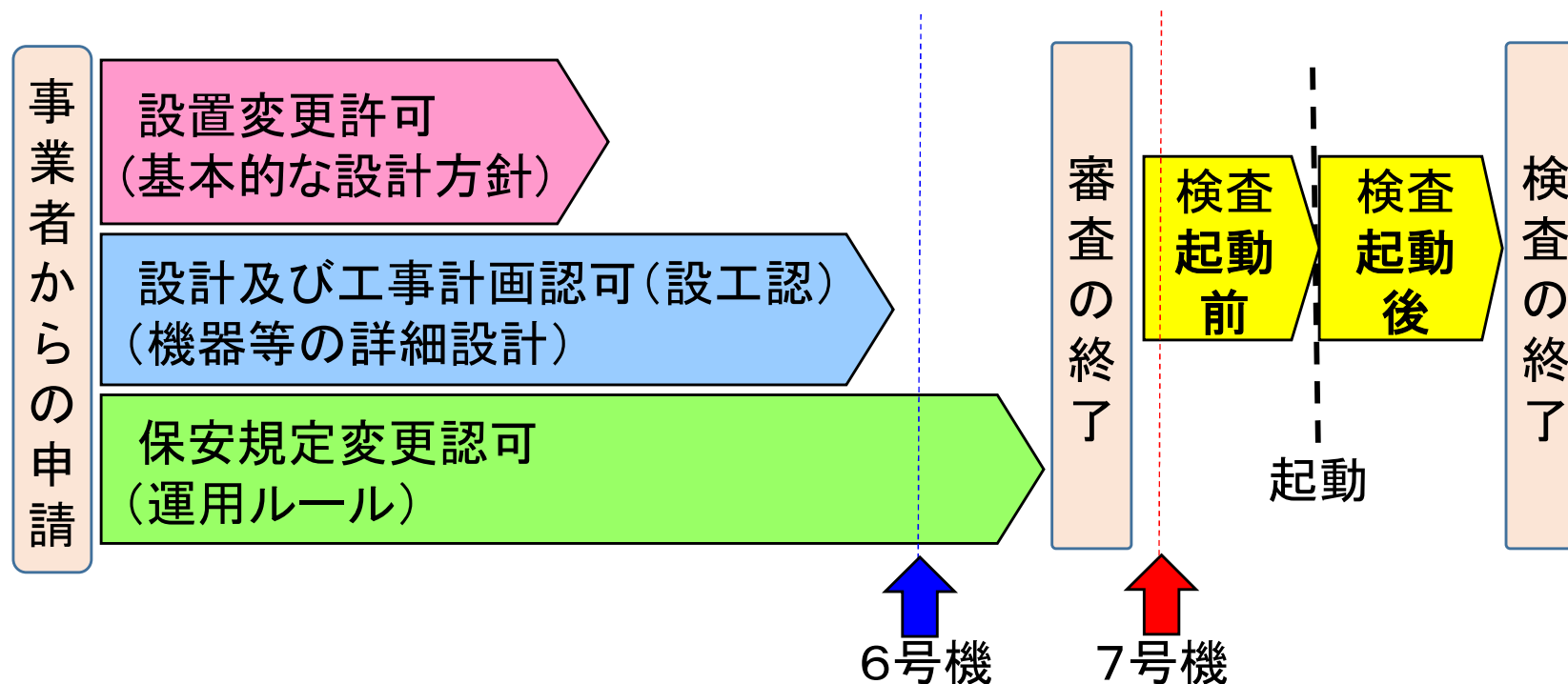
2. 検査の状況

- ・原子力規制検査
- ・核物質防護事案に関する追加検査

3. 高経年化した原子炉の安全規制に関する法改正

6, 7号炉の審査の状況

- 新規制基準への適合性確認のためには、原子炉等規制法に基づき、設置変更許可、設計及び工事計画認可、保安規定変更認可、使用前事業者検査等の手続きが必要。
- 新規制基準適合性審査では、これら許認可に係る事業者からの申請を同時期に受け付け、同時並行的に審査を実施。



- ✓ 柏崎刈羽原子力発電所7号炉の新規制基準適合性審査に関する審査(設置変更許可(平成29年12月)、設計及び工事計画認可(令和2年10月)及び保安規定変更認可(令和2年10月))は全て終了。現在、使用前事業者検査等の手続きが行われている。
- ✓ 6号炉については、設置変更許可を踏まえた工事計画認可申請を令和6年9月2日に認可。また令和6年8月29日に保安規定変更認可申請がなされ、現在審査中。

審査の経緯

平成25年 7月 8日：新規制基準施行

平成25年 9月27日：東京電力が設置変更許可申請書、工事計画及び保安規定の変更申請書を提出

平成25年11月21日～ 審査会合での審査（原子力規制委員、規制庁審査官）

※163回の審査会合と5回の現地調査等を実施

※760回のヒアリングを実施

平成29年12月27日：審査書を原子力規制委員会で決定し、設置変更許可（6，7号機）

（以下7号機）

平成30年12月13日：東京電力が設置変更許可を踏まえた工事計画の補正を提出

令和元年 9月10日～ 審査会合での審査（原子力規制委員、規制庁審査官）

※14回の審査会合と1回の現地調査等を実施

※315回のヒアリングを実施

令和 2年 3月30日：東京電力が設置変更許可を踏まえた保安規定の補正を提出

令和 2年 4月21日～ 審査会合での審査（原子力規制委員、規制庁審査官）

※6回の審査会合を実施

※36回のヒアリングを実施

審査に当たって原子力規制委員会で3回の議論を実施

令和 2年10月14日：設計及び工事の計画の認可

令和 2年10月30日：保安規定の変更認可

※6号機については、設置変更許可を踏まえた工事計画認可申請を令和6年9月2日に認可。

また令和6年8月29日に保安規定変更認可申請がなされ、現在審査中。

※特定重大事故等対処施設については、6，7号機について、平成26年12月15日に設置変更許可申請があり、

令和4年8月17日に許可。その後、7号機については、令和5年1月30日、7月6日並びに令和6年1月16日に

設計及び工事の計画に係る申請が全4分割中の3分割までなされ、現在審査中。

(1) 令和5年度原子力規制検査等の結果

○検査指摘事項

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

	件名	概要	重要度 深刻度
第4 四半期	柏崎刈羽原子力発電所7号機 工事を行う場合のアクセス ルートに対する不十分な影響 評価によるアクセスルートの 確保失敗	令和5年12月27日、停止中の柏崎刈羽原子力発電所7号機において、重大事故等対処設備（以下「SA設備」という。）に係る保安規定の適用を開始する前までに行う重大事故等発生時に係る訓練のシナリオの確認のため、原子力検査官が可搬型SA設備の配置場所から接続場所に至るアクセスルートの現場ウォークダウンを実施したところ、アクセスルート上で工事が行われていることを確認した。事業者を確認した結果、当該工事がアクセスルートへ及ぼす影響評価を実施していなかった。その後、事業者が影響評価を実施したところ、工事に伴う仮設構造物の一つが、当該構造物周辺のアクセスルートに影響を及ぼす可能性が否定できず、アクセスルートの一部が確保できていないことを確認した。	緑 —

【核物質防護関係】

	概要	重要度 深刻度
第2 四半期	防護区域境界扉の監視用照明装置が一時稼働していなかったもの。	緑 SL IV
第3 四半期	個人の信頼性確認のために行う随時の薬物検査結果の誤判定により、陽性反応者を防護区域内施設へ一時的に入域させたもの。	緑 SL IV

○総合的な評定

令和2年度に対応区分が第4区分となり、令和3年度及び令和5年度まで追加検査を実施した。令和5年度においては、同発電所全体で検査指摘事項3件が確認されたが、重要度「緑であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。対応区分は、同発電所において第4区分であったが、追加検査の結果を踏まえ、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。したがって、対応区分は第1区分とする。

(2) 令和6年度(第1四半期)の検査指摘事項

○検査指摘事項

【原子力施設安全及び放射線安全関係】

なし

【核物質防護関係】

柏崎刈羽原子力発電所の防護区域内に、必要な手続を経ず、持込時の検査も十分にされないまま、ボンベ2本が持ち込まれたもの。

柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護事案に対する規制対応

令和2年度にIDカード不正使用事案、防護設備の機能の一部喪失事案が発覚し、追加検査を開始。

- ・東京電力及び関係企業のセキュリティ対策への認識の甘さや設備保全等の対応の不備を踏まえ、原子力規制委員会は追加検査（重点的な検査）を行うこととし、同時に核燃料の移動禁止の措置を命じた。
- ・追加検査の主な内容は、①原因・背景要因の特定、②東京電力の報告書内容確認、③設備面・運用面の対策の効果、④東京電力の改善措置を一過性のものとしめない仕組の構築。

令和5年12月、東京電力の改善状況を確認した結果を踏まえ、追加検査を終了。

- ・核物質防護措置は改善され、たとえ対応に不備が発生しても自律的に改善する仕組が定着しつつあると判断し、令和5年12月27日、追加検査を終了して核燃料の移動が可能である旨通知した。
- ・追加検査結果等を踏まえ、「東京電力については、柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の観点から、原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はない」とする平成29年12月の判断を「変更する理由はない」と結論づけた。

最近の検査状況

- ・追加検査終了時に今後も基本検査で重点的に監視することとした重点項目（①荒天時の監視、②PP-CAPの運用、③核物質防護モニタリング室の活動）について、東京電力の取組状況を継続的に監視している。
- ・令和6年10月9日、原子力規制委員会は、重点項目について、東京電力が自律的な改善活動を継続していることを確認した（令和6年度第37回原子力規制委員会臨時会議）。
- ・引き続き、基本検査により東京電力の取組状況を確認する。

適格性に係る判断の再確認

令和5年6月、原子力規制委員会は、追加検査の終了等を審議する際に東京電力の原子炉設置者としての適格性判断について改めて確認することを決定しました。

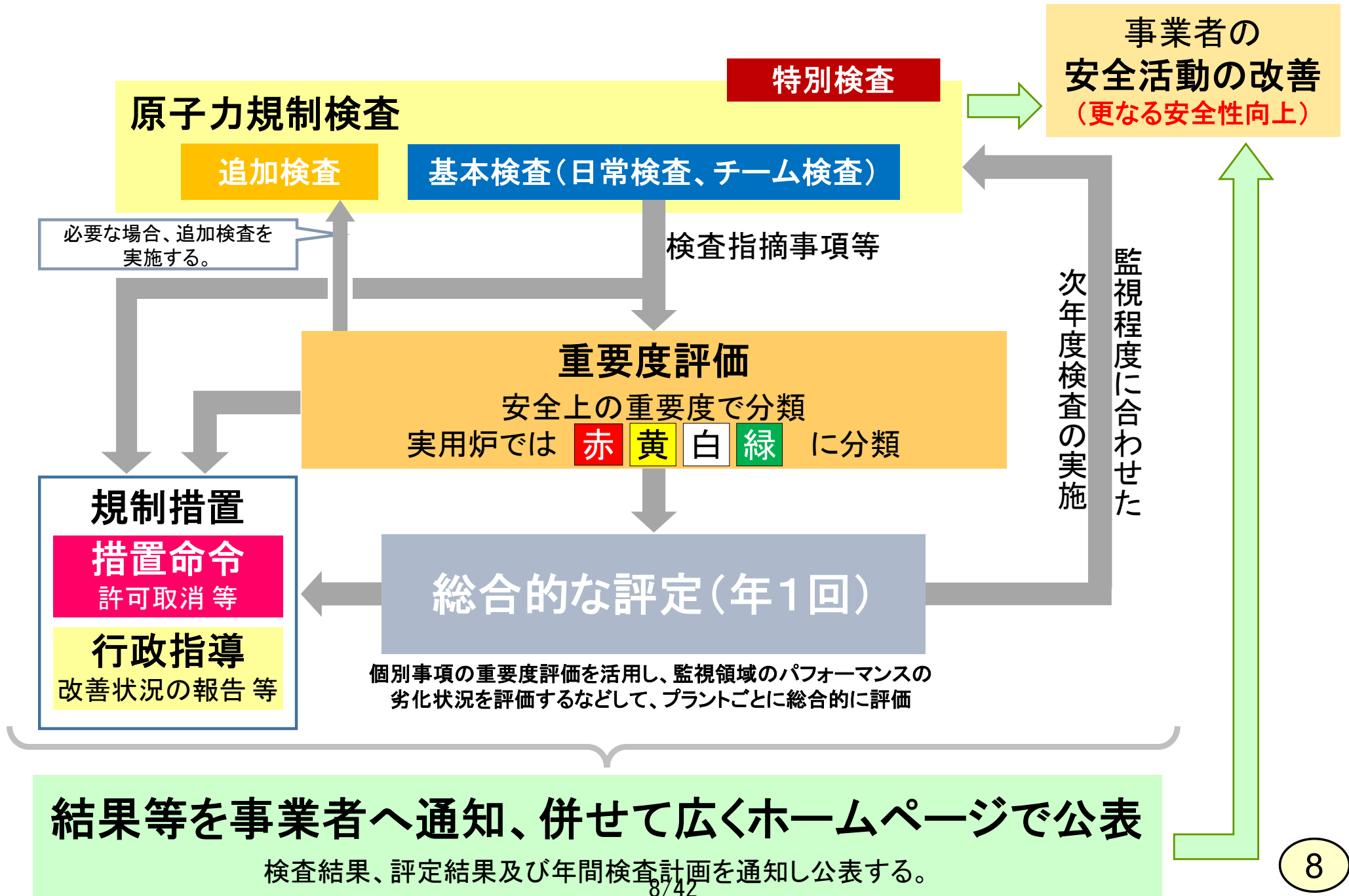
適格性の再確認は、の3つを踏まえ総合的に判断することとしました。

- ① 柏崎刈羽原子力発電所に対する原子力規制検査（基本検査）
における検査指摘事項
- ② 追加検査の結果（原子力安全への影響）
- ③ 東京電力における保安規定第2条の「原子力事業者としての基本姿勢」
遵守のための取組の実績

その結果、「東京電力については、柏崎刈羽原子力発電所の運転主体としての適格性の観点から、原子炉を設置し、その運転を適確に遂行するに足る技術的能力がないとする理由はない」とする平成29年12月の判断を「変更する理由はない」と令和5年12月に結論づけました。

また、東京電力に、改めて原子炉設置者としての責任を自覚し、保安規定に定めた「原子力事業者としての基本姿勢」を遵守する取組を行うことを求めるとともに、その実施状況については原子力規制検査をはじめとする規制活動を通じて東京電力を監視していくこととしました。

<参考> 新たな検査制度の流れ ①



<参考> 新たな検査制度の流れ ②

検査指摘事項

検査気付き事項

重要度評価

安全へのインパクト程度

パフォーマンス劣化が原因となって発生した劣化状態について、安全上の重要度を評価する。

深刻度の評価

法令違反の程度

- ①法令違反があったか？
- ②原子力安全に実質的に影響？
- ③委員会の規制活動に影響？
- ④意図的な不正行為？

重要度評価結果

赤	重大	追加対応あり
黄	中程度	
白	小程度	追加対応なし
緑	非常に低い	

【実用炉】

【核燃料施設等】

深刻度評価結果

SL I	重大な事態
SL II	重要な事態
SL III	一定の影響を有する事態
SL IV	影響が限定的

軽微

極めて限定的

<参考> 新たな検査制度の流れ ③

全てのプラント

区分	事業者による対応	規制機関による対応	監視領域の劣化	複数又は繰り返しの監視領域の劣化	許容できないパフォーマンス
区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
施設の状態	事業者の自律的な改善が見込める状態	事業者が行う安全活動に軽微な劣化がある状態	事業者が行う安全活動に中程度の劣化がある状態	事業者が行う安全活動に長期間にわたる又は重大な劣化がある状態	監視領域における活動目的を満足していないため、プラントの運転が許容されない状態
評価基準	緑のみ	白が1か2	白が3 or 黄が1	黄が2 or 赤が1 or 繰返しなど	施設の許認可、技術基準その他規制要求又は命令の違反が複数あり、悪化している場合等
検査項目	・基本検査のみ (事業者の是正処置)	・基本検査 ・追加検査1 (40時間目安)	・基本検査 ・追加検査2 (200時間目安)	・基本検査 ・追加検査3 (1000~2000時間目安)	

※【詳細】実用発電用原子炉の対応区分

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/jitsuyo_tsuikakensa.html

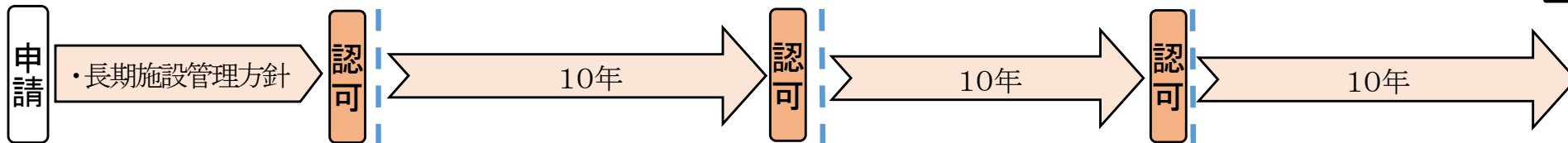
※【詳細】核燃料施設等の対応区分

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/kakunen_tsuikakensa.html

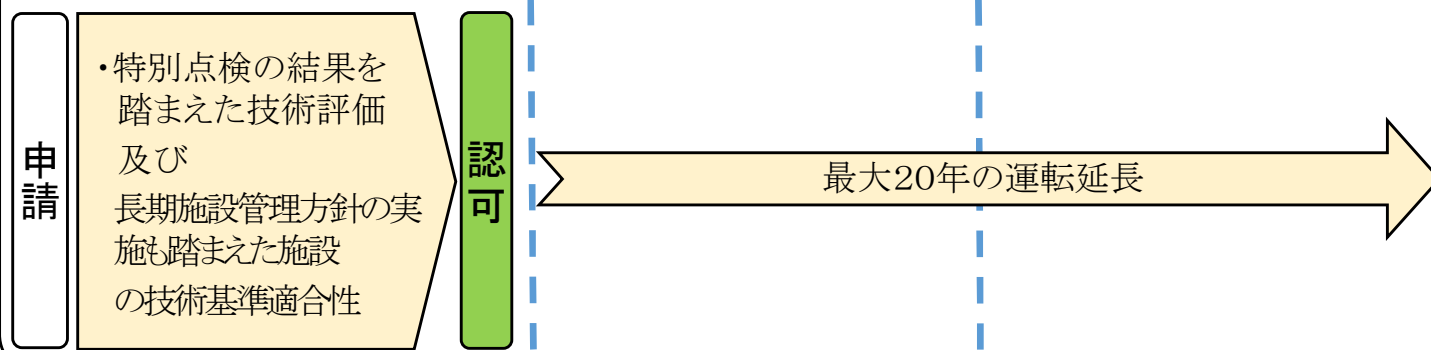
高経年化した原子炉の安全規制に関する法改正（令和5年5月31日成立）

高経年化技術評価制度（災害の防止上支障がないことを審査。主としてソフト規制）

改正前



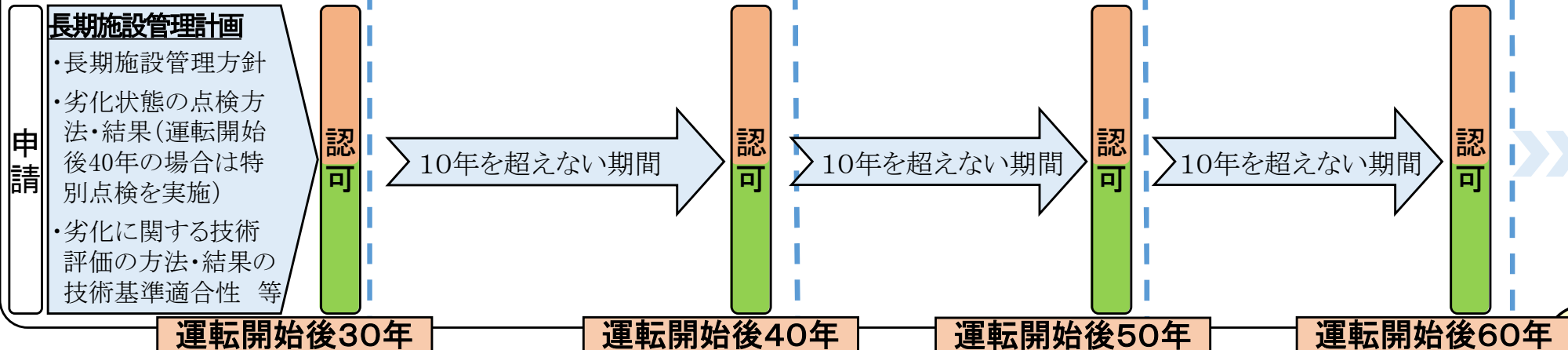
運転期間延長認可制度（原子炉施設の技術基準適合性を審査。主としてハード規制）



統合

改正後

高経年化した発電用原子炉に関する規制の厳格化
（ソフト規制及びハード規制）



運転開始後30年

運転開始後40年

運転開始後50年

運転開始後60年

11

新制度の「長期施設管理計画」の適用関係

改正法の施行日：令和7年(2025年)6月6日

柏崎刈羽原子力発電所の各号機の運転開始日：

- 1号機(1985年9月18日)
- 2号機(1990年9月28日)
- 3号機(1993年8月11日)
- 4号機(1994年8月11日)
- 5号機(1990年4月10日)
- 6号機(1996年11月7日)
- 7号機(1997年7月2日)

【30年を迎える前に運転再開し、その後30年を迎える場合】

- ・30年を迎える日までに「長期施設管理計画」の認可を受ければ、継続して運転が可能
- ・その場合の計画の期間は、最長で運転開始から40年までの10年間

【30年～40年の間に運転再開する場合】

- ・運転再開までに「長期施設管理計画」の認可を受けることが必要(30年時点では不要)
- ・その場合の計画の期間は、最長で運転開始から40年までの数年間(例外あり)

【40年を超えた後に運転再開する場合】

- ・運転再開までに「長期施設管理計画」の認可を受けることが必要(40年時点では不要)
- ・その場合の計画の期間は、最長で10年間

➤ 検討経緯

屋内退避という防護措置を最も効果的に運用するため、3月に「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」を設置し、①屋内退避の開始時期及び対象範囲、②屋内退避の解除の要件並びに③屋内退避の継続及び避難への切替えの判断に当たって考慮する事項について検討を進めてきた(これまで会合を6回開催)。

第6回会合では、これまで議論してきた屋内退避の効果的な運用に関して、おおむね合意に至った論点について、以下のとおり中間まとめが行われた。

➤ 7つの合意事項(1/2)

- ① 重大事故等対策が奏功していると判断できる要件を明らかにした。
 - ・ 炉心損傷前及び炉心損傷後における、重大事故等対策が奏功していると判断できる原子炉施設の状態の要件を明らかにした。
- ② 重大事故等対策が奏功した場合は、UPZ全域で屋内退避を一斉解除できる蓋然性が高い。
 - ・ 被ばく線量シミュレーション結果から、重大事故等対策が奏功した場合には、UPZ全域で屋内退避を一斉解除できる程度に被ばく線量が低くなる蓋然性が高いこと等が示された。
- ③ 全面緊急事態時には従前どおりUPZ全域で屋内退避することとする。
 - ・ 全面緊急事態の判断時に重大事故等対策が奏功していると判断することは困難であることから、屋内退避の開始時期及び対象範囲については、従前のとおり、全面緊急事態に至った時点においてUPZ全域で実施することとした。

➤ 7つの合意事項 (2/2)

- ④ 重大事故等対策が奏功していることに加え、プルームが滞留していないことを確認できれば、屋内退避を解除できる。
- ・重大事故等対策が奏功していると判断できる場合には、緊急時モニタリングの結果、プルームが滞留していないことを確認できれば、UPZ全域で屋内退避の解除ができることが示された。
- ⑤ 屋内退避は3日間継続できることを1つの目安として、さらなる継続の可否を判断する。
- ・屋内退避の継続の可否の判断に当たっては、備蓄により3日間は継続できることを1つの目安とし、食糧等の支援物資の供給や人的支援等により、それ以降も生活の維持が可能な状況であればさらに継続することとした。
- ⑥ 避難への切替えは、地方自治体からの情報提供等を踏まえて国が総合的に判断する。
- ・屋内退避から避難への切替えについては、地方自治体やインフラ事業者から各地域の生活の維持の状況に関する情報提供等を踏まえて、生活の維持が困難であるかを国が総合的に判断することとした。
- ⑦ 屋内退避中も、生活の維持に最低限必要な一時的な外出はできる。
- ・屋内退避中の生活の維持に最低限必要な一時的な外出は、屋内退避の概念に含まれていることを明確にする必要があることが示された。

➤ 今後のスケジュール

11月検討チーム会合	報告書骨子案の提示
翌年1月	// 報告書案の提示(関係自治体にも意見聴取)
翌年3月	// 報告書の決定 14/42

令和6年7月～8月 新潟県における県民説明会実施内容

柏崎刈羽原子力発電所の審査・検査結果等について、わかりやすい資料を用いて説明を実施

日時	会場		規制庁対応者
7月15日(月・祝)	長岡会場	ハイブ長岡特別会議室	現地説明・質疑対応:9名
7月20日(土)	十日町会場	クロステン十日町	現地説明・質疑対応:6名 WEBにて質疑対応 :6名
7月21日(日)	小千谷会場	総合産業会館サンプラザ	現地説明・質疑対応:6名 WEBにて質疑対応 :5名
7月27日(土)	見附会場	見附市文化ホール	現地説明・質疑対応:7名 WEBにて質疑対応 :5名
7月28日(日)	上越会場	上越市市民プラザ	現地説明・質疑対応:6名 WEBにて質疑対応 :6名
8月4日(日)	燕会場	燕市中央公民館	現地説明・質疑対応:5名 WEBにて質疑対応 :6名
8月10日(土)	出雲崎会場	出雲崎町中央公民館	現地説明・質疑対応:6名 WEBにて質疑対応 :4名

地域の会 委員からの質問に対する回答について

令和6年11月8日
原子力規制庁

三井田委員からの質問

絶対安全が無い事は承知しています。ですが、様々な人達が判断する基となる『規制要求を満たす』事に対する規制庁の言及が非常に頼りなく思う事があります。諸外国の規制機関と比較して原子力規制庁の定める新規制基準はそんなに心許ない基準、規制内容なのでしょうか？また、他の国の言及や表現等に対して規制庁は自身をどの様に評価しておられますか？

(回答)

- 新規制基準は、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓や国際基準を反映し、あのような事故を二度と起こしてはならないとの考えの下、従来よりも厳しい基準を求めつつ、それでもなお、事故の可能性をゼロと考えるのではなく、事故は起こり得るという前提に立って、重大事故の防止とその影響を緩和するための手段や、大規模損壊による影響を緩和するための手段を求めています。
- 原子力規制委員会としては、諸外国の規制要求の内容も踏まえて、考えられる限りの安全対策を要求し安全の確保に努めていますが、新規制基準への適合はリスクがゼロであるということを保証するものではないと考えており、引き続き、新知見の収集や、国内外の多様な意見に耳を傾けながら、継続的に安全性の向上を行っています。
- また、国際的な活動としては、国際原子力機関（IAEA）が行っている総合規制評価サービス（IRRS）を定期的に取り入れており※、原子力規制委員会が行っている規制活動について意見交換を行い、原子力規制委員会の取組について国際的・専門的な知見を持つ第三者からの客観的な評価や、貴重な助言を得るなどしています。このIRRSについては、次回は2026年にも受ける予定であり、引き続き必要な改善活動等を行ってまいります。

※：IRRS イニシャルミッション (2016年1月10～22日)
IRRS フォローアップミッション (2020年1月14～21日)

小野委員からの質問

地球温暖化対策、自国の安定したエネルギー確保、福島の早期復興、市民の豊かさの為に安心・安全な再稼働を早期に望む。そのための対応を国として、原子力規制庁・新潟県・柏崎市・刈羽村としてどのように取り組んでいるか。具体的問題点は何か、7号機・6号機の再稼働はいつ頃か。

(回答)

- 原子力規制委員会は、原子力施設の安全を確保するために、規制要求への適合性について科学的・技術的な見知から議論・検討を行い、独立した機関として意思決定をしており、原子力発電所の再稼働そのものについて何か申し上げる立場ではございません。引き続き、審査・検査等を通じて厳正に規制を実施してまいります。

須田委員からの質問

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に伴い、使用済み燃料の号機移動という話ですが、6、7号機は新規性基準に合格しているとのことですが、移動先の号機の規制基準はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思えます。使用済み燃料なので特に基準はないのか？高レベル廃棄物はどこからも嫌われているにも関わらず簡単に号機移動できるのかとても疑問です。高レベル廃棄物の搬送先については、住民の理解がなかなか得られず困難な状況が続いており、廃炉の前に発電しない号機を残し使用済み燃料置き場になるのかとても心配です。

(回答)

- 柏崎刈羽原子力発電所1号炉から5号炉までについては、新規規制基準への適合に係る許認可申請がなされていません。
- 一方で、使用済み燃料の号炉間の輸送については、工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示や事業者が定める保安規定において、運搬に関する措置等が定められており、事業者はこれらの規定を満足しなければ、使用済み燃料の号炉間の輸送はできません。
例えば、上述の告示では、運搬する物の表面における線量当量率は2ミリシーベルト毎時以内と定められているほか、保安規定では、使用済み燃料プールで35ヶ月以上冷却した燃料のみが号炉間の輸送を行うことができると定められているなど、事業者は、保安規定等に基づき安全性を確保した上で、使用済み燃料の貯蔵や号炉間の輸送を行っています。
- 原子力規制庁としては、使用済み燃料の号炉間の輸送について、引き続き、事業者が保安規定等に従って運用しているかを原子力規制検査にて確認します。

星野委員からの質問

1Fにおけるデブリ取り出し作業について、

①デブリ取り出し作業と言う国家的なプロジェクトの現場で虚偽の報告がまかり通り作業中断まで起きたが、この東京電力の現場管理能力の低さに対してどの様に対応するのか？

(回答)

押し込みパイプの順序誤り、カメラの動作不良及びそれらによる作業の中断について原子力規制委員会として承知しておりますが、いずれも安全上の問題ではないことを確認しております。

今回の東京電力による燃料デブリの試験的取り出しは、廃炉を進める上で重要な作業であり、東京電力が主体的に取り組むと共に、トラブル等についてはしっかりと自ら再発防止を図ることが重要と考えています。その上で原子力規制庁は、現場検査官による立ち会いも含めて、作業が安全に行われることを確認して参ります。

原子力規制委員会としては、引き続き、東京電力が安全を最優先に取り組むよう監視・指導して参ります。

星野委員からの質問

1Fにおけるデブリ取り出し作業について、

②7月31日の使用前検査は原子力規制庁が実施したと思うが、何を検査して何について「良」としたのか、具体的に文書で提示してほしい。

(回答)

お尋ねのありました使用前検査については本年6月18日及び7月31日に、テレスコピック式試験的取り出し装置のうちエンクロージャ^{※1}及びガイドパイプ^{※2}に対して、例えば、外観に有意な欠陥がないかどうかを確認するための外観検査、放射能の閉じ込め機能を確認するための漏えい検査等を実施しています。具体的な検査の内容については、今回提示させていただく検査成績書を確認ください。

- ※1 原子炉格納容器内部の調査設備を内蔵する金属製の容器であり、デブリ取り出し時の放射性物質の閉じ込め機能を担うもの
- ※2 原子炉格納容器内部の調査設備を同容器内部へ導く管であり、デブリ取り出し時の放射性物質の閉じ込め機能を担うもの

【提示資料】

- ・特定原子力施設検査成績書（使用前検査）（要領書番号：原規規収第2405311号01）

特定原子力施設検査成績書
(使用前検査)

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

工事の工程：構造、強度又は漏えいに係る試験をすることが
できる状態になった時
工事の計画に係る工事が完了した時

対象設備：2号機試験的取り出しに用いる設備
テレスコピック式試験的取り出し装置

要領書番号：原規規収第 2405311 号 01


令和6年 7月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

1. 施設名 東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所
2. 検査申請 使用前検査申請番号
廃炉発官R6第41号（令和6年5月31日）
3. 検査期日 自 令和6年6月18日
至 令和6年7月31日
4. 検査場所 使用前検査記録のとおり
5. 検査実施者 検査実施者一覧表のとおり
6. 検査結果 使用前検査記録のとおり
7. 添付資料 使用前検査記録

検査実施者一覧表

検査年月日	原子力検査官	検査立会責任者	特記事項
令和6年6月18日	宮崎毅 須貝実		なし

使用前検査記録（共通事項）

検査年月日：令和6年6月18日

検査場所：[REDACTED]

検査前確認事項
使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	確認結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。	記録	良	
検査をする工事の工程、期日及び場所が検査申請書どおりであることを確認する。	記録	良	

使用前検査記録（一号検査）

検査年月日： 令和6年6月18日

検査場所： XXXXXXXXXX

検査前確認事項

確認事項	確認方法	結果	備考
事業者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	良	
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	良	
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。	記録	良	
耐圧・漏えい検査で漏えい確認できないフランジ部については適切に締め付けられていることを確認する。	記録	/	
系統構成が完了していることを確認する。	立会 記録	良	

使用前検査記録 (一号検査)

検査年月日 : 令和6年6月18日

検査場所 : XXXXXXXXXX

検査対象				
設備名 : 2号機試験的取り出しに用いる設備 機器名称 : テレスコピック式試験的取り出し装置 エンクロージャ及びガイドパイプ				
別紙1の範囲				
検査項目	検査範囲	判定基準	検査結果	確認方法
耐圧検査*	別紙1参照	最高使用圧力の 1.25 倍の気圧で保持した後、同圧力に耐えていることを確認する。	良	立会記録
				立会記録
				立会記録
				立会記録
備考 ※ : JIS B 8265:2017 に従い実施				

使用前検査記録（一号検査）

（立会検査）

検査年月日：令和6年6月18日

検査場所：[REDACTED]

検査対象設備名	検査項目	測定値等			
		最高使用 圧力 (kPa)	検査 規程圧力 (kPa)	検査時 圧力 (kPa)	保持時間 (分)
2号機試験的取り出しに 用いる設備 テレスコピック式試験 的取り出し装置 エンクロージャ及び ガイドパイプ	耐圧検査	10	12.5	12.90	5.5
		/			
		/			
備考					

検査用計器一覧表（立会分）

検査年月日：令和6年6月18日

検査項目	計器名称	計器番号	校正年月日 有効期限	備考
耐圧検査	電気式差圧計	142117	2024.6.6 2025.6.30	
	電気式差圧計	142118	2024.6.6 2025.6.30	
	以下余白			

(実施計画より抜粋)

3. 2号機テレスコ式試験的取り出し装置の基本仕様

(1) エンクロージャ及びガイドパイプ

a. 基本仕様

表-3 エンクロージャ及びガイドパイプ仕様

項目	仕様
基数	1式
最高使用圧力	10kPa g
供用期間	試験的取り出し完了後に撤去

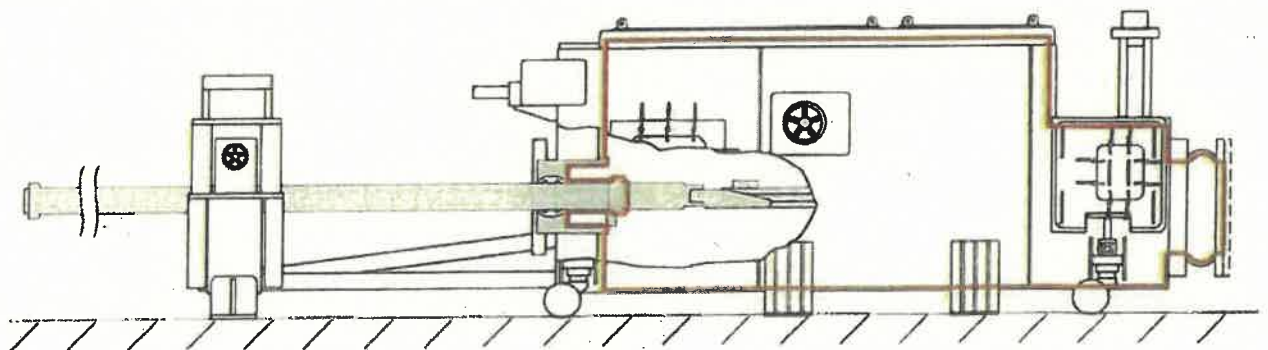
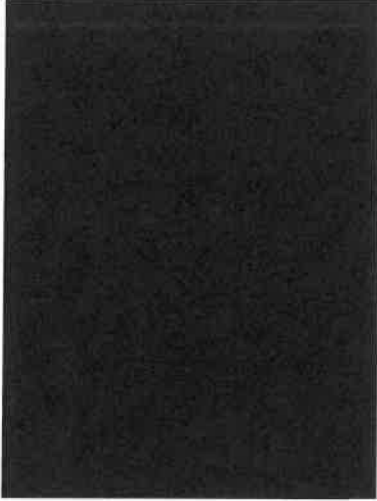


図-3 エンクロージャ及びガイドパイプの耐圧確認範囲

検査実施者一覧表

検査年月日	原子力検査官	検査立会責任者	特記事項
<p>令和6年7月31日</p>	<p>宮崎毅 須貝実</p>		<p>なし</p>

使用前検査記録（共通事項）

検査年月日：令和6年 7月 31日

検査場所：東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

検査前確認事項 使用前検査申請書の確認

確認事項	確認方法	確認結果	備考
本検査に係る使用前検査申請書（変更申請を含む。）が準備されていることを確認する。	記録	良	
検査をする工事の工程、期日及び場所が検査申請書どおりであることを確認する。	記録	良	

使用前検査記録（一号検査）

検査年月日：令和6年 7 月 31 日

検査場所：東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

検査前確認事項

確認事項	確認方法	結果	備考
事業者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	良	
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	良	
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。	記録	/	
耐圧・漏えい検査で漏えい確認できないフランジ部については適切に締め付けられていることを確認する。	記録	/	
系統構成が完了していることを確認する。	立会／ 記録	/	

使用前検査記録（三号検査）

検査年月日：令和6年7月31日

検査場所：東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

検査前確認事項

確認事項	確認方法	結果	備考
事業者の品質記録が準備されていることを確認する。	記録	良	
必要な図面等が準備されていることを確認する。	記録	良	
使用する検査用計器が必要な測定範囲及び精度を有し、校正が適切に行われ、有効期限内であることを校正記録等により確認する。	記録	良	
耐圧・漏えい検査で漏えい確認できないフランジ部については適切に締め付けられていることを確認する。	記録		
系統構成が完了していることを確認する。	立会 記録	良	

使用前検査記録（一号検査）

検査年月日：令和6年7月31日

検査場所：東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

検査対象				
設備名： 2号機試験的取り出しに用いる設備 機器名称： テレスコピック式試験的取り出し装置 エンクロージャ及びガイドパイプ				
別紙1の範囲				
検査項目	検査範囲	判定基準	検査結果	確認方法
外観検査	別紙1参照	有意な欠陥がないこと。	良	立会 記録
組立・据付検査	別紙1参照	実施計画のとおり施工・据付されていること。	良	立会 記録
				立会/ 記録
				立会/ 記録
備考				

使用前検査記録（三号検査）

検査年月日： 令和6年 7月 31日

検査場所：東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

検査対象				
設備名： 2号機試験的取り出しに用いる設備 機器名称： テレスコピック式試験的取り出し装置 エンクロージャ及びガイドパイプ				
別紙1及び別紙2の範囲				
検査項目	検査範囲	判定基準	検査結果	確認方法
漏えい検査※ ¹	別紙1及び別紙2参照	漏えい量が許容漏えい量※ ² 以下であること。	良	立会 記録
				立会/ 記録
				立会/ 記録
				立会/ 記録
備考 ※1：JIS Z 2332:2012 に従い実施 ※2：1 m ³ /h（実施計画による）				
・立会で確認した範囲及び使用した計器：別添1及び別添2参照				

使用前検査記録（三号検査）

（立会検査）

検査年月日：令和6年7月31日

検査場所：東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所

検査対象設備名	検査項目	測定値等			
2号機試験的取り出しに用いる設備 テレスコピック式試験的取り出し装置 エンクロージャ及びガイドパイプ	漏えい検査	原子炉格納容器圧力 (kPa)	エンクロージャ内圧力 (kPa)		保持時間
		測定開始時	測定終了時		
		3.80	4.04	3.96	10分
		エンクロージャ内温度 (°C)		漏えい量 (m ³ /h)	
		測定開始時	測定終了時		
25.8	25.8	0.029			
備考					

検査用計器一覧表（立会分）

検査年月日：令和6年 7 月 31 日

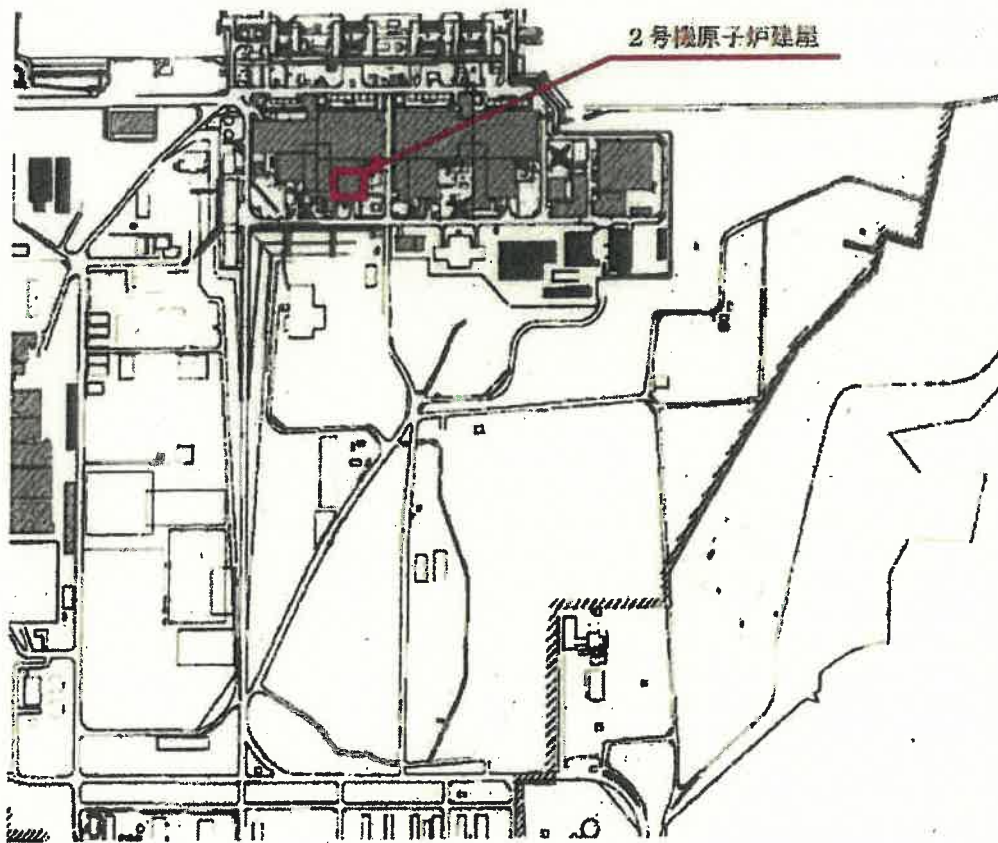
検査項目	計器名称	計器番号	校正年月日 有効期限	備考
漏えい検査	電気式差圧計	142195	2024.6.10 2025.6.30	
	電気式差圧計	142196	2024.6.10 2025.6.30	
	電気式温度計	141896	2024.4.26 2025.4.30	
	電気式温度計	141897	2024.4.26 2025.4.30	
	以下余白			

(使用前検査申請書より抜粋)

別添-1

検査場所図

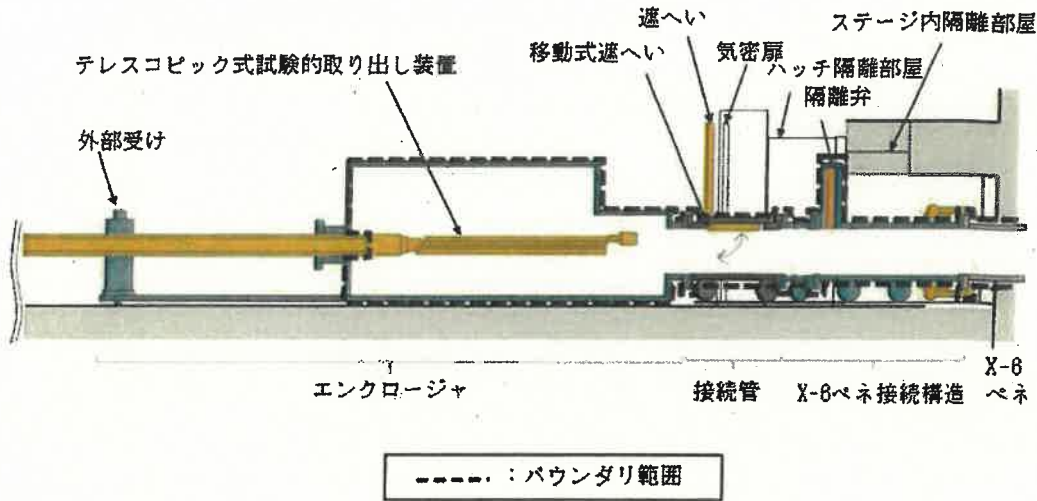
 : 検査場所



福島第一原子力発電所構内

(実施計画より抜粋)

別添-9



テレスコ式試験的取り出し装置バウンダリ 構造概略図

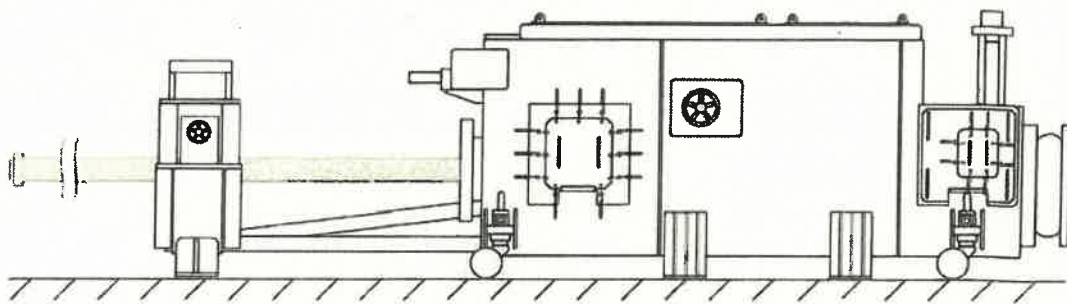


図-2 エンクロージャ及びガイドパイプ概略図

(実施計画より抜粋)

(10) 準拠規格及び基準に対する設計上の考慮

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、設計、材料の選定、製作及び検査について、それらが果たすべき安全機能の重要度を考慮して適切と認められる規格及び基準によるものとする。

テレスコ式試験的取り出し装置のエンクロージャ及びガイドパイプは「JIS B 8265:2017 日本産業規格 圧力容器の構造—一般事項 (2017年版)」に準拠した耐圧確認を工場にて実施、「JIS Z 2332:2012 日本産業規格 圧力変化による漏れ試験方法 (2012年版)」に準拠した漏えい確認を現地にて実施することで、著しい漏えいがないことで閉じ込め機能を有することを確認する。

エンクロージャ及びガイドパイプからの許容漏えい量については、周辺の公衆及び作業員に対し著しい放射線被ばくのリスクを与えない量として $1\text{m}^3/\text{h}$ とする。

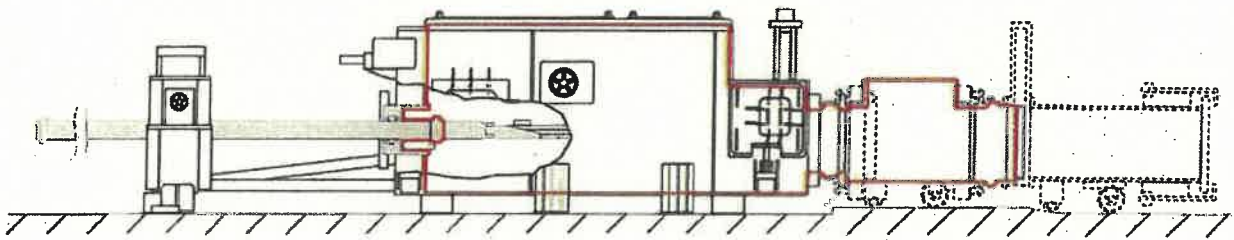


図-4 エンクロージャ及びガイドパイプの漏えい確認範囲

前回（10月2日）以降の原子力規制庁の動き

令和6年11月8日
柏崎刈羽原子力規制事務所

原子力規制委員会（凡例：議題番号→①、原子力施設等におけるトピックス→㊦）

10/2 第35回原子力規制委員会

- ① 原子力発電所の新規規制基準適合性審査等の状況

10/9 第36回原子力規制委員会

- ㊦ 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所大湊屋外におけるけが人の発生について（10月7日発表）

10/9 第37回原子力規制委員会 臨時会議

- ① 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所に対する追加検査を踏まえた重点項目等の確認状況

10/16 第38回原子力規制委員会

- ㊦ 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所核物質防護に関する不適合情報（10月10日発表）

10/31 第40回原子力規制委員会

- ③ 「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」における検討状況

審査実績

【6号機 保安規定認可に関するもの】

審査会合：10/22

ヒアリング：10/2, 10/9, 10/16

資料提出：10/4, 10/7, 10/15, 10/25, 11/1

【7号機 特定重大事故等対処施設に関するもの】

審査会合：11/7

ヒアリング：10/3, 10/10, 10/17

資料提出：なし

規制法令及び通達に係る文書

10/17 東京電力ホールディングス(株)に運搬確認証を交付

10/23 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉主任技術者選任・解任届出書を受理

被規制者との面談

10/11 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所における地震等に関する資料の受取

10/22 新規規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（柏崎刈羽原子力発電所保安規定）

10/28 柏崎刈羽原子力発電所の許認可申請に係る面談

10/30 東京電力ホールディングス株式会社の柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における地震等に関する面談

10/30 報告書案の公表 令和6年度第2四半期原子力規制検査報告書（案）

その他

10/18 第6回原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム

放射線モニタリング情報

福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果、各都道府県のモニタリングポストの空間線量率等の放射線モニタリング情報を以下のポータルサイトで発表

<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/updates>

以上